

羽生市燃料価格高騰対策補助金

申請要領【第2版】

令和4年8月

羽生市役所商工課

1 事業の目的

燃料価格高騰の影響を受ける市内の事業者が受ける燃料費の支出の負担の激変を緩和し、市内企業の持続化を支援するため、予算の範囲内で市独自の補助金を交付することにより、市内経済の下振れ抑制、経営支援を図るものです。

2 補助対象

以下の要件全てに該当する方が対象になります。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) **市内に事業所がある中小企業者、個人事業主**
(ただし、**燃料小売業は除く**)
- (3) 性風俗特殊営業を営む事業者に該当しないこと
- (4) 羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと
- (5) 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助等を受けていないこと
- (6) 本補助金交付後も引き続き事業を継続すること

3 補助対象経費

対象となる燃料費につきましては、事業用として使用した燃料費が対象となり、対象の燃料は以下のとおりです。

- (1) ガソリン
- (2) 灯油
- (3) 軽油
- (4) 重油
- (5) LPガス(ただし、自動車の運行に使用するものを除きます。)

4 補助額

(1) 補助金の計算

令和4年1月から3月の燃料費使用額合計から前年同期分(令和3年1月から3月の燃料費使用額合計)を差し引き、その差額が10万円以上の場合、補助対象となります。

(2) 補助率、補助額

補助率は2分の1となり、補助金の上限は30万円となります。(千円

未満切捨て)

※補助金の交付は、1事業所1回のみです。

※補助金につきましては、申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

5 補助金の申請方法

補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に郵送又は持参により羽生市商工課に提出してください。

(1) 必要書類

- ① 羽生市燃料価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書
(様式第1号)
- ② 燃料使用費報告書兼交付申請額算定書(様式第2号)
- ③ 燃料費の支払を証する領収書の写し等の書類
- ④ 事業所の業種その他の事業の概要が分かる書類
- ⑤ 燃料費の支払いの原因が車両の運行にある場合には、当該車両の車検証の写し
- ⑥ 振込先口座の通帳(表紙+表紙をめくったページ部分)の写し
※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求められることがあります。

(2) 申請期間

令和4年8月1日(月)～令和4年9月30日(金)

※当日消印有効

※補助金の申請については、申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

6 補助金の交付決定

申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市燃料価格高騰対策補助金交付決定通知書(様式第3号)を送付します。

※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

7 補助金の振込

交付決定通知書が送付された後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、交付決定通知書送付後、概ね1か月以内を目安に振込を予定しています。

※申請書類の審査によって、振込時期が前後することがございます。

8 補助金の申請についての宛先

〒348-0058 羽生市中央3-7-5

羽生市役所 商工課 宛

※封筒には「羽生市燃料価格高騰対策補助金関係書類在中」と記入してください。

9 関係書類について

申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ）、市役所で配布します。

10 問合せ先

羽生市役所 商工課

電話048-560-3111（直通）

MAIL shoukou@city.hanyu.lg.jp

問合せ時間 平日午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日の問合せは、翌平日に回答いたします。）

11 主な質疑応答（令和4年8月1日時点）

Q なぜ1月から3月の燃料費を対象としたのですか。

A 燃料価格の高騰が昨年同期と比べて上昇幅が大きい期間を採用いたしました。

Q 同一申請者で業種の異なる複数の事業を営んでいる場合の燃料費は合算して記載になりますか。

A 合算しての記載になります。

なお法人が異なる場合は、同一経営者でも別々に申請ができます。

Q 申請対象者として、「市内に事業所がある中小企業者、個人事業主（ただし、燃料小売業は除く）」とありますが、本社が市外でも対象となるのですか。また、燃料小売業については、なぜ除外するのですか。

A 今回の補助金では、市内の本社機能の有無については対象としておりません。ただし、市内事業所で使用した燃料費を明らかにする必要がある

ます。

また、燃料小売業については、今回の補助金の趣旨に鑑み、対象から外しております。あらかじめご了承ください。

Q 燃料の使用については、制約はありますか。

A 本補助金を申請予定の事業所が購入した「令和4年1月から3月」の燃料費の合計を「前年同期」と比べます。1月から3月の間の使用量についての制約はありません。使用の油種についての制限がありますので、補助対象経費となる燃料を参照してください。

また、補助金申請者が使用した燃料であることの判断ができない場合には、補助対象経費から除かせていただくことがありますので、御了承ください。

Q 3月分の燃料費の支払いを4月以降に済ませた場合は対象になるのですか。

A 燃料の購入を令和4年1月から3月の間に行ったものを対象としていますので、支払いは4月以降になっていても対象となります。従って、令和3年12月購入分は、対象外となります。

Q 補助対象となる事業に使用した車両は、自家用車であり、全て事業用に供しておりません。その場合、支払った燃料費は対象となりますか。

A 自家用車がある場合の補助金算出方法は以下のとおりとします。

- ①申請者において、事業用と自家用での使用割合を算出してください。
- ②燃料費の合計のうち、当該事業用車を使用した燃料の合計を算出してください。
- ③使用割合と燃料の合計が算出出来たら、①と②を乗じて事業用車の燃料費を算出してください。

Q 燃料費の支払いを証する領収書について、前年同期の領収書について、税務申告等を済ませたため、手元にない場合にはどうなりますか。

A 事業所が所有している他の書類等で支払いが立証できる場合は、そちらの書類を提出してください。

Q 過去の補助金申請に際しては、納税証明書の取得を求めていました。今

回の要件に含まれていないようですが。

A 納税の要件確認につきましては、市で行います。

Q 対象となる事業所について教えてください。

A 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者となります。

詳しくは、「別紙1 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者」をご覧ください。

Q 対象とならない事業所について詳しく教えてください。

A 学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合

詳しくは、「別紙2 申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Q 申請に係る費用は自己負担ですか。

A 切手代、送料、コピー代等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。

Q 申請してから振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

A 申請受付後、申請書類の審査を行います。審査は受付後速やかに行い、概ね1か月以内で指定の口座に振り込まれます。なお、交付決定通知書に振込予定日を同封していますので、ご確認ください。

また、申請書類に不備がある場合や、再提出を求めた場合は、書類が整った段階で受付を行います。

Q 今回の補助金は、課税対象になりますか。

A 税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

Q 市内に複数の事業所がある場合の補助金はどのようになりますか。

A 法人単位での申請となりますので、同一の法人であれば補助金は1回限りの申請となります。

Q 補助金の交付要件に、「本補助金交付後も引き続き事業を継続すること」となっていますが、確認方法について教えてください。

A 現在のところ、電話による聞き取りを予定しています。確認の時期につ

いては現在のところ未定ですが、聞き取りの際には、回答のご協力をお願いします。

別紙1 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金の**いずれか一方**が下表に該当していれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等※1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等※2	—	300人以下

※1 【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※2 医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙2 申請対象外となる業種一覧

対象外業種	摘要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 <p>以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産業及び素材生産サービス業 <p>以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製薪炭業 ・薪請負製造業 ・炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービスを除く。
卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</p>
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
サービス業のうち右に該当するもの	取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合）	